

本市の基本理念

2017 改訂版

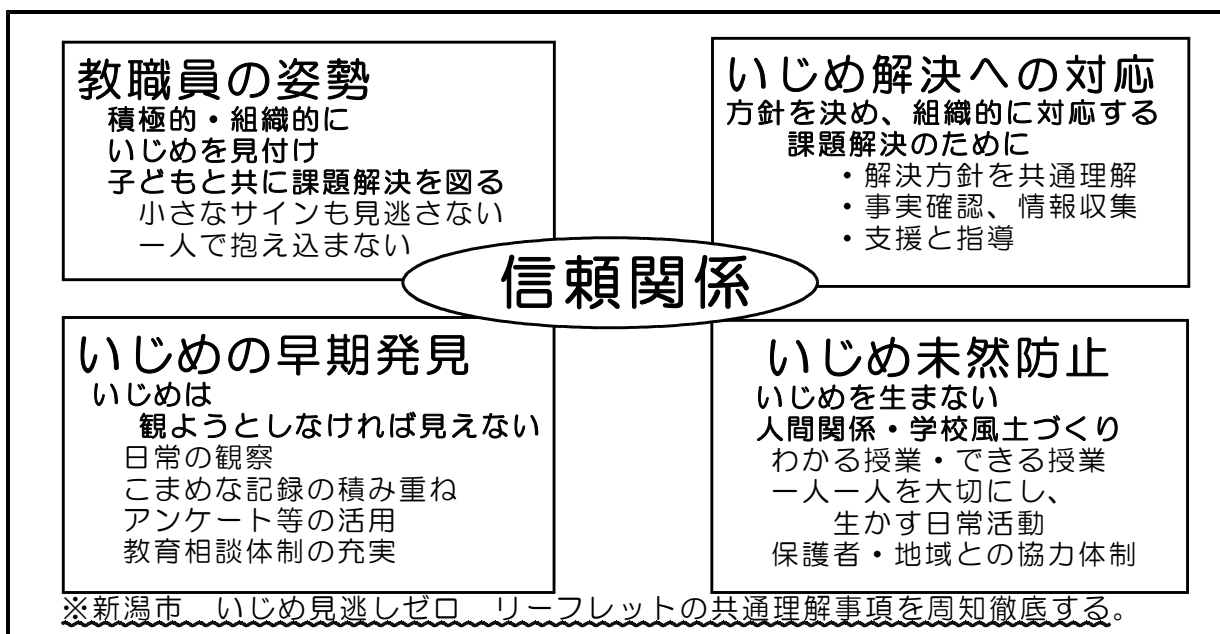
いじめは、どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識し、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

<<いじめの定義>>

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

新潟市の指針

誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して



新津第二中学校の取組

対策組織

いじめ防止対策委員会

○構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任（学級担任、部活担当等）

養護教諭、スクールカウンセラー

※市教委チーフアドバイザー、スクールソーシャルワーカー

学校医、学校薬剤師等

新津第二中学校区

いじめ防止連絡協議会

○連携協議会と構成メンバー

荻川コミュニティー協議会、地区民生児童委員、各小中学校PTA

荻川ブロック青少年育成協議会

学校代表（各学校長、教頭、生徒指導主事、生活指導主任等）

予防・防止年間計画

- 4月
 - ・生徒情報交換会
 - ・職員研修会
- 5月
 - いじめゼロ全校集会1
 - いじめアンケート1
 - △教育相談週間（1回目）
- 6月
 - いじめアンケート2
- 7月
 - いじめアンケート3
 - 保護者懇談会
- 8月
 - ◎前期の評価、反省
- 9月
 - いじめアンケート4
- 10月
 - いじめアンケート5
- 11月
 - いじめゼロ全校集会2
 - △教育相談週間（2回目）
 - いじめアンケート6
- 12月
 - いじめアンケート7
 - 保護者懇談会
- 1月
 - いじめアンケート8
 - ◎年度の評価、反省
- 2月
 - いじめアンケート9
- 3月
 - いじめアンケート10

- 呼びかけ活動 全校集会 年2回
 - ①1回目 5月中（教師主導型）
 - ・校長先生、生徒指導主事の話
 - ・生徒会長の話
 - ・いじめアンケート
 - ②2回目 11月中（生徒主導型）
 - ・生徒会長の話
 - ・本部、専門委員会の呼びかけ（いじめ劇、作文発表、全校署名等）
 - ・活動の振り返り

- 調査活動
 - いじめアンケート月1回実施。
 - ※学年主任が集約し、校長、教頭、主事、教育相談主任が確認する。用紙は問題がない場合も卒業までは金庫に保管する。

- △教育相談
 - 教育相談週間での相談とアンケート、年2回5月と11月に実施

- 保護者懇談会
 - 年2回の保護者懇談会でも必ず話題に入れる。7月と12月に実施

- 日常の職員情報交換
 - ・朝の打合せ（毎回）
 - ・企画委員会（毎週）
 - ・生徒指導部会（毎週）と情報の回覧
 - ・職員会議（毎月）
 - ・生活ノート点検（毎日） **特に重要**

報告・対応計画

発見者 早期発見、察知

いじめの情報

日常観察、本人の申し出、生活ノート、教育相談、他の生徒や保護者から情報提供、いじめアンケート、その他

報告

学年主任 即時報告

学年主任は
①校長 ②教頭 ③生徒指導主事の三者に速やかに報告する。

報告

校長 教頭 主事
即座に協議、判断、
いじめ対応ミーティング
早期対応

重大事態への対処

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を被った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 及び
- 相当期間、連続して欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。

即時報告

早期対応

教育委員会

関係機関

※市教委学校支援課、警察署、県警サポートセンター、児童相談所、家庭裁判所、市教育相談センター、特別支援教育サポートセンター